国際関連情報 国際会議等

2020 年 AICPA 年次全国大会韩

ASBJ 副委員長 川西

かわにし やすのぶ 安喜

ASBJ 松尾 専門研究員

けいすけ 圭祐

ASBJ 専門研究員

ふみひと 史

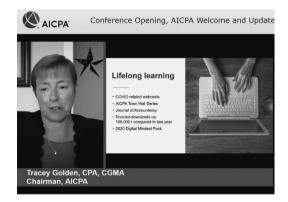
ASBJ 光野 聡一郎 専門研究員

まき の **ASBJ** 専門研究員

牧野 めぐみ

やました **ASBJ** 専門研究員 山下

はるゆき



I. はじめに

米国公認会計士協会 (AICPA) の年次全国 大会一最近の米国証券取引委員会 (SEC) 及び 公開会社会計監督委員会 (PCAOB) の動向-が、2020年12月7日から9日にかけての3日 間、バーチャル形式にて開催され、SECや PCAOB、米国財務会計基準審議会 (FASB)、 国際会計基準審議会 (IASB) などからの出席 者により、会計基準の動向をはじめとする彼ら の見解や監査及び財務報告に関する最近の論点 等について発表ないし討議が行われた。企業会 計基準委員会 (ASBJ) からは、筆者を含む 6 名が参加した。本年全国大会のアジェンダは次 のとおり。

2020年12月7日(月)(第1日目)

現地時間	セッション
10:00 AM-10:35 AM	オープニング(AICPA 会長による講演)
10:40 AM-11:05 AM	米国監査品質センター の取組み
11:20 AM-12:35 PM	SEC 主任会計官との対 談及び主任会計官室 (OCA)の取組み
1:05 PM-1:55 PM	OCA の最近のプロジェ クト
2:00 PM-2:50 PM	PCAOB の基本方針
3: 05 PM-3: 55 PM	会計の再構想―回復の その先に―
4: 25 PM-5: 15 PM	SEC による法執行状況

2020年12月8日(火)(第2日目)

現地時間	セッション
10:00 AM-10:50 AM	COVID-19 における経 済及び波及効果(基調 講演)
10:55 AM-11:20 AM	FASB 議長による講演
11:35 AM-12:25 PM	FASB の会計基準設定 に関するアップデート
12:30 PM-12:55 PM	IASB 副議長による講演
1:25 PM-2:40 PM	SEC コーポレート・ ファイナンス局の動向
2: 45 PM-3: 10 PM	取得及び処分事業に関する SEC の規則改正について
3:40 PM-4:55 PM	不確実な時代における 予測及び減損
5:10 PM-6:00 PM	COVID-19 の環境下に おける会計上の課題

2020年12月9日(水)(第3日目)

現地時間	セッション
10:00 AM-10:30 AM	PCAOB における監査 基準の開発状況
10: 35 AM-11: 25 AM	PCAOB における登録、 検査及び施行に関する 最新状況
11:55 AM-12:45 PM	登録企業が直面する会 計及び財務報告に係る 直近の課題
12:50 PM-1:40 PM	財務報告の未来-投資 家の視点から-
1:55 PM-2:45 PM	COVID-19 における不 正会計
3: 05 PM-3: 55 PM	非財務報告-財務諸表のその先-

4:00 PM-4:25 PM	デジタル資産の会計、 監査及び財務報告の最
	新情報

本稿では、本年次全国大会の主要なセッションのうち、特に会計基準に関連する部分に焦点をあてつつ、概要についてご紹介させていただく(上のアジェンダでハイライトしたセッションが対象)。なお、文中の各スピーカーの意見及び筆者の意見にわたる部分は、各人の私見であり所属する団体・組織の正式見解ではないことを申し添える。

Ⅱ. 主要なセッションの概要報告

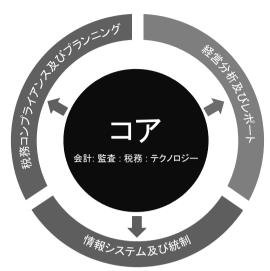
2020年12月7日(月)(第1日目)

1. AICPA 会長による講演

(スピーカー: AICPA 会長 Tracev Golden 氏)

冒頭、前例のない変化と混乱の渦中にある が、監査の品質への献身や公共の利益の保護に 対するコミットメントは変わらないことが述べ られた。また、業界を取り巻く変化のトレンド として、人工知能やブロックチェーン等の利用 による価値の提供の機会、サステナビリティ情 報をはじめとした非財務情報への保証のニーズ の高まり、役割を果たすためのスキル獲得と生 涯学習、多様性の受容性及び柔軟性が挙げら れ¹、それらへの対応が職業的専門家の未来を 形作ることが強調された。次に、AICPA と全 米州政府会計委員会(NASBA)が共同で取り 組んでいる新しい CPA ライセンスモデル(次 頁の図)が紹介された。このモデルは、職業的 専門家に必要とされるスキルや能力が急速に変 化していることを踏まえ、市場関係者からの フィードバックを反映させたものであり、2024

¹ 米国公認会計士のライセンスを取得するために必要な単位要件(総単位数、会計単位数、ビジネス単位数など)は厳しく、マイノリティの進出を妨げているとされている。



(出所) セッション資料を参考に筆者作成

年から開始予定の新試験制度の受験者は、会 計、監査、税務及びテクノロジーの堅牢なコア に関する設問に回答した後、多様なスキルと知 識を示すために「経営分析及びレポート」、「税 務コンプライアンス及びプランニング | 並びに 「情報システム及び統制」の3つの主要分野に 関する設問のいずれかを選択して回答すること になると説明された。最後に、教育への働きか けとして、大学への教育の提供機会の拡大など の試みが紹介された。

2. SEC 主任会計官との対談及び主任会計官 室(OCA)の取組み

(スピーカー: SEC 主任会計官 Sagar Teotia 氏 他)

SEC 主任会計官の Sagar Teotia 氏から、 COVID-19 への対応を含め、SEC の OCA に おける 2020 年の成果及び 2021 年の優先事項に ついての見解が示された。Teotia氏は、 COVID-19 においても、投資家は、投資の意 思決定の基礎となる高品質の財務情報からの恩 恵を継続的に受け、これにより資本市場が継続 的に機能することができたと述べた。また、こ

新しい CPA ライセンスモデル

2024年試験開始予定

- 会計、監査、税務、テクノロジーの分 野の強力なコア
- ・3つの主要分野での深い知識
- 実務のリアリティを反映
- 単一のCPAライセンス
- 公共の利益の保護の強化

れらの高品質の財務情報は、財務報告システム 内のすべての関係者(作成者、監査人、監査委 員会、及びその他多くの関係者) が規則、基準 等に準拠するというコミットメントを有してい たことによりもたらされたとコメントした。

続いて Teotia 氏から、OCA における 2020 年の取組みとして、(1) OCA による COVID-19 への対応、(2) FASB及び米国財務会計財団 (FAF) との協力、(3)国際対応の重要性及び(4) PCAOB の監督等についての概要が説明された 後、各担当者から、より詳細な説明が提供され た。特に OCA による COVID-19 への対応と して、(1) COVID-19 が財務報告に与える影響 及び COVID-19 における高品質の財務報告の 重要性に関する OCA の見解、(2) FASB、 PCAOB 及び様々な国際機関との協力、(3)現在 の状況における複雑な論点のコンサルテーショ ン、(4)財務報告に係る内部統制の重要性等、に 言及するステートメントの公表が行われたこと が説明された。国際機関との協力については、 多くの外国登録企業が米国市場に上場し、多く の国内投資家が国際基準に従って作成・監査さ れる財務報告を公表する外国株式等に投資し、

米国市場のグローバル化が進む中で、国際的に 財務情報と監査の品質を保つことの重要性が説明された。世界的なパンデミックである COVID-19という不確実な状況下で、各国の 規制当局、監査人、基準設定主体等と積極的に 協働したことが説明された。

Teotia 主任会計官との対談後、OCA スタッフから収益、リース、金利指標改革及び連結等に対する最近の SEC の取組みについて説明がなされ、SEC が引き続き企業の対応に注視していることが示された。個別の論点に関する SEC スタッフの見解については、後述する「3. SEC の主任会計官室 (OCA) の最近のプロジェクト」を参照のこと。

SEC の主任会計官室(OCA) の最近のプロジェクト

主要な新基準(収益認識、リース)等に関連して寄せられた論点に対して OCA の各スタッフからの見解が示された。主な内容は、次のとおりである。

(1) 収益認識

収益認識に関して最も多く寄せられたトピックとして次の3つの論点が紹介された。

① 有形固定資産の購入に際して売手から受領 した対価

OCAは、ある登録企業がキャッシュ・フロー計算書の投資活動のセクションで、売手から受け取った現金と売手に支払った現金を相殺して純額で報告した件について照会を受けた。登録企業は、一般に公正妥当と認められる会計原則(GAAP)では、現金収入と現金支出の総額に関する情報は純額よりも目的適合性が高いとされているが、事例における現金収入と現金支出の一部の側面は、純額表示が許容される権威のあるガイダンスのシナリオと類似していることに留意した。具体的には、近い将来、現金

収入を超える金額で売手から商品を追加購入する契約があるため、金額が大きく回転率が高い点について主張していた。さらに登録企業は、契約上の現金収入と現金支出には満期が明記されていないため、純額表示できるか否かの判定において満期が短いことを規定した基準は関係がないと主張した。OCA スタッフは、登録企業のキャッシュ・フローを純額で表示するという結論に対して異議を唱えた。

② 履行義務の識別

OCA は、ある登録企業における自社のソフトウェア・ライセンスの付与とそのソフトウェアの更新が単一の履行義務を表すかどうかの問題を含む事実パターンについて照会を受けた。

登録企業は新しいデータ分析ソフトウェア・プラットフォームを開発し、1年間のライセンスで顧客に提供している。このソフトウェアは、顧客が複数のソースからのデータを集約し、リアルタイムに分析することを可能にしており、そのために、顧客による新しいデータソースやハードウェアの構築などの顧客側のIT環境の変化(内部的な変化)と第三者のソフトウェアの更新(外部的な変化)の両方に対応するために、ソフトウェアを定期的に更新する必要があった。登録企業は、顧客保証の一環として、契約期間中、これら(顧客及び第三者)の更新を監視し、適宜登録企業のソフトウェアの更新を行っている。

登録企業は、ソフトウェアの機能を維持するための重要な更新を識別するため、個々の更新の性質を決定するための詳細な評価を実施した。重要なソフトウェアの更新の頻度は、毎日から数か月ごとまで、各顧客の固有のIT環境に応じて異なっていた。登録企業は、ソフトウェア・ライセンスの付与とソフトウェアの更新には重大な双方向の依存関係が存在すると結論づけた。この事実パターンでは、OCAスタッフは、ソフトウェア・ライセンスの付与と



関連するソフトウェアの更新を単一の履行義務 とするべきという登録企業の結論に異議を唱え なかった。

③ 本人か代理人かの検討

本人か代理人かの検討については、OCA が 継続して照会を受ける分野であるとして、次の 2つの論点が紹介された。

1つ目の論点では、OCA は、広告会社が出 版社から広告スペースを購入するためのプラッ トフォームを登録企業が運営している場合に、 広告スペースの提供について、登録企業が本人 か代理人かについての照会を受けた。登録企業 は、広告スペースを広告会社に提供する前に、 広告スペースに対する所有権をただちに獲得し 価格設定の裁量権を有する。一方で、登録企業 は、決められた広告をただちに広告スペースに 掲載する以外の能力を有さず、広告会社に広告 スペースを提供することは約束しておらず、広 告スペースの在庫リスクを有していない。ま た、広告会社は、広告が適切に表示されなかっ た場合に登録企業に責任を追及することもでき ない。これらの事実から、OCA スタッフは、 登録企業が広告会社への移転の前に広告スペー スに対する支配を獲得していないため、登録企 業が代理人であり収益を純額で認識すべきであ るとする登録企業の結論に異議を唱えな かった。

2つ目の論点では、OCA は、コモディティ (以下「商品」という。) を販売している登録企 業に関して、本人か代理人かについての照会を 受けた。登録企業は、関連当事者の設備から関 連当事者によって生産された商品を調達し、商 品の法的所有権及び異なる顧客に商品の送付先 を変更する権利を有する。また、登録企業は、 最終消費者から販売対価を受け取り、関連当事 者に固定割合の手数料を差し引いた分の対価を 支払う。なお、商品の販売価格は市場価格に基 づいており、在庫リスクは保険によって軽減さ れている。登録企業は、固定割合の手数料と なっていることを考慮し、商品の販売からすべ ての便益を実質的に享受しておらず、商品を支 配していないと判断し、当該取引について代理 人として行動していると結論づけた。しかし、 OCA スタッフは、登録企業が商品の使用を指 図し、残りのすべての便益を実質的に享受する 権利を有していないとの結論に異議を唱え、こ れらの事実及び状況を総合的に踏まえて、登録 企業は当該取引に関して本人であると結論づ けた。

(2) 供給者から受領した対価の会計処理

OCA は、供給者から受領した対価の会計処 理に関して照会を受けた。登録企業が供給者か ら固定資産を購入したことがあり、また、同じ 供給者からの固定資産について解約不能な購入 契約を交わしていたものの、固定資産に重大な 問題が見つかり、登録企業と供給者は固定資産 の修繕計画を策定した。供給者は固定資産の修 繕に加えて、登録企業に現金による補償を行っ た。過去の購入契約書や解約不能な購入契約書 のいずれも、このような状況における対応を直 接取り上げたものはなかったが、供給者は顧客 としての登録企業を維持する動機があった等、 様々な理由で補償を行ったとしている。

登録企業は、Subtopic 705-20「供給者から 受領した対価の会計処理」が適用可能であると 判断した。登録企業は、供給者が登録企業を顧 客としての維持を動機とする等、様々な理由で 支払いを行ったとしているが、供給者からの対 価が供給者に移転した別個の物品又はサービス との交換ではなく、また、Subtopic 705-20 の その他の例外も、この事実パターンには適用さ れないと主張した。この結果、登録企業は、供 給者からの支払いを以前に供給者から取得した 固定資産及び供給者から購入することを確約し ていた固定資産の購入価格の減額として反映さ せることが適切と判断した。OCA スタッフは 登録企業の結論に異議を唱えなかった。

(3) リース

OCAは、使用権資産の除却に関する会計処理に関して照会を受けた。登録企業は、除却する使用権資産を識別し、一定期間経過後に除却することを見込んでいた。リース会計基準は、長期資産の減損における要求事項に従って使用権資産を減損することを要求しているが、登録企業は、資産グループの減損の評価にあたって、当該資産の除却により資産グループの変更はなく、減損は生じないと結論づけた。登録企業は、登録企業の状況下に関して、リース会計基準が明確なガイダンスを提供しておらず、複数の選択肢が認められると考え、償却期間を再評価し、除却の日までの期間において償却を行うこととした。OCA スタッフは、登録企業の結論に異議を唱えなかった。

(4) LIBOR の公表停止に伴う金利リセットの 特性

OCA 1t, SOFR (Secured Overnight Financing Rate) に基づく金利リセットの特性につい て、区分処理が要求される組込デリバティブの 要件を満たすかどうかを検討した。登録企業 は、当該特性の目的は市場において LIBOR の 公表停止への解決策を提供するものであるこ と、当該特性は複雑なベーシススワップを追加 するもの又は投資家にレバレッジをかけたリ ターンを提供するものを意味しないこと、及び 当該特性は市場における通常の条件であると合 理的に結論づけられることを考慮し、当該特性 はホストの負債契約の条件を表しており、組込 デリバティブのガイダンスの下でさらなる区分 処理の評価が要求される組込デリバティブとは ならないと判断した。OCA スタッフは、登録 企業の結論に異議を唱えなかった。OCAス

タッフの結論は、SOFR に関する市場の動向についての現在の予想に基づくものである。

(5) 持分法投資

OCAは、特定の条件下における持分法適用の可否に関する照会を受けた。OCAスタッフは、提示された事実パターンを踏まえて、登録企業が発行済議決権株式の20%未満しか保有していない投資先に対し重要な影響を及ぼしたかどうかを検討した。この検討の結果、登録企業は取締役会のメンバー選任に関して契約上影響力を行使し得ることや特定の非公式な取り決めに基づき投資先の機密情報にアクセスできたことなどが確認された。このため、OCAスタッフは、重要な影響を及ぼさないため持分法適用の要件を満たさないとの登録企業の結論に異議を唱えた。

(6) 議決権のある事業体の連結

OCA は、議決権のある事業体の連結可否の 評価について照会を受けた。Subtopic 810-10 「連結-全般」では、議決権のある事業体と変 動持分事業体(VIE)を区別し、リミテッド・ パートナーシップではない法人が議決権のある 事業体である場合、報告企業は、議決権を検討 し、それらの議決権の過半数の所有者以外の当 事者が、投資先の重要な財務上及び運営上の決 定に効果的に参加できるかどうかを評価するこ とにより、法人を連結すべきかどうかを評価す ることとしている。今回 OCA スタッフに提示 された事実パターンでは、登録企業がその株式 保有を通じて過半数の議決権を有していたもの の、特定の重要な決定を行うためには、他の投 資者の同意が必要であること等が確認されたた め、OCA スタッフは、議決権のある事業体の 連結モデルの下で、当該投資先を連結するべき とする登録企業の結論に異議を唱えた。



(7) 変動持分事業体(VIE)の主たる受益者の 判定

OCA は、登録企業が VIE の主たる受益者か どうかの判定に関して照会を受けた。登録企業 は VIE に投資し、VIE の設立時から持分を保 有していた他の保有者とともに VIE の運営を 開始したものの、VIEの唯一の顧客が契約を 更新しないことを選択したため、VIEは既存 の契約の残存期間を含め活動を終了した。VIE の事業終了後、登録企業は固定価格による買収 契約により、当該他の保有者から持分を買収す ることで合意した。

登録企業は、自身が VIE の主たる受益者で あるかどうかを判定するため、VIEの連結モ デルのガイダンスを検討した。登録企業は、(1) 年間予算の承認、(2)契約の履行に使用する供給 者の承認、(3) CEO の任命、解任、交代を含む 活動が、VIEの経済的効果に重要な影響を及 ぼすと判断した。なお、これらの活動は、VIE の取締役会の過半数の決議を要求し、かつ、登 録企業及び他の保有者の承認を要求していた。 登録企業は、これにより登録企業と他の保有者 双方が VIE の提案する行動を阻止することが できると考え、したがって、登録企業は VIE の最も重要な活動に関して共有の権限を有して いると判断した。

登録企業はまた、事実上の代理関係が存在す るかどうかを含め、登録企業が他の保有者と関 連当事者であるかを検討した。(1)他の保有者の 持分は登録企業から直接出資されたものではな いこと、(2)他の保有者は VIE が設立された時 から持分を保有していたこと、(3)他の保有者が 事業に継続的に参加するために融資を必要とし ていなかったこと、(4)買収契約の目的は VIE の解散を促すためのものであったことから、登 録企業は、買収契約について、経済的には融資 と同様ではないと判断した。したがって、事実 上の代理関係は存在せず、関連当事者とはなら ないとの結論に至り、登録企業は主たる受益者 ではなく VIE を連結すべきではないと判断し た。OCAスタッフは登録企業の結論に異議を 唱えなかった。

2020年12月8日(火)(第2日目)

4. COVID-19 の環境下における会計上の課題 (モデレータ: Deloitte パートナー Curt Weller 氏、パネリスト:Deloitte シニアコンサルタン トパートナー Ashlev Carpenter 氏、KPMG パートナー Scott Muir 氏、PwC パートナー Jay Seliber 氏、EY パートナー Alison Spivey 氏)

本セッションでは、COVID-19 により影響 を受け得る会計及び財務報告の分野に関して各 パネリストから紹介が行われ、議論が行われ た。紹介された主要な論点は次のとおりで ある。

(1) 収益認識

収益認識に関しては、対価の変動が契約の当 初から識別されていた変動性に起因するもので あり変動対価に該当するのか、あるいは、契約 の当初から識別されていたものではなく、契約 変更としての会計処理が要求されるかの評価が 必要であることが指摘された。また、ときとし て、顧客への無償による追加の財又はサービス の提供は、契約の変更に該当せず、費用処理す べきマーケティング・インセティブに該当し得 る場合があり、判断が要求されることが紹介さ れた。

(2) リストラ費用及び報酬

リストラ費用に関しては、検討すべき事項と して、従業員の解雇費用モデルによる負債及び 費用の認識のタイミングの違い、年金及び退職 後給付への影響、既存の供給者との契約又は リースの終了などが紹介され、報酬に関して

は、経済状況の変化に伴う株式報酬制度への影響などが紹介された。

(3) 金融取引

金融取引に関しては、現在の不確実な経済環境下において増大した信用リスクの貸倒引当金への織り込みや当該環境下におけるキャッシュ・フロー・ヘッジに指定された予定取引の変化の可能性等について紹介された。

5. FASB 議長による講演

(スピーカー: FASB 議長 Richard R. Jones 氏) 最初に、当年度から FASB の議長を引き継いだこと及び基準設定主体としてあらゆる利害 関係者の意見に積極的に耳を傾けることの重要性が述べられた。以下、適用後レビュー(以下「PIR」という。)の重要性や会計基準変更の考え方等について述べられていたため概要を示す。

最近の FASB の基準には、リース、信用損失及び収益認識といった基準があるが、大きな基準が一度の開発で完了することはまれである。これらの基準を開発するために、FASB は広範囲にわたるアウトリーチに参加したが、PIR の一部としてこの3つの基準すべての改善は継続する。PIR のプロセスは、基準設定の品質管理のフェーズである。最終基準が公表された後に開始され、基準が期待したとおりに機能しているか理解するために、より多くの関係者とのアウトリーチ及び調査を行う。

2019 年に、FASB の母体組織である FAF の 評議員会は、PIR のプロジェクトの責任を正式 に FASB に移譲した。これにより、PIR で発見された問題点を適時に対応できるようになる。2020 年 12 月に最初の PIR のボード会議を 開催し、リース及び予想信用損失の基準について関係者から受け取ったフィードバックが報告されている。

FASB が会計基準を変更する場合、その主な理由には、(1)投資家の意思決定や行動に影響を与えるより有用な情報を提供するため、(2)会計上のシステムから不要なコストと複雑性を取り除くため、(3)基準の維持及び改善のため、の3つがあると考えている。

(1)について、FASBでは、基準設定のプロセスのあらゆる段階で投資家の意見を聞くことに力を入れている。同時に、より詳細な情報を求める投資家の要望とその情報を提供するためのコストのバランスを考慮する必要がある。基準設定活動を通じて、コスト・ベネフィットの分析をさらに重視していきたいと考えている。

(2)について、不要なコストや複雑性に対処するために積極的な取組みを続けており、その一例に金利指標改革プロジェクトがある。世界の資本市場がLIBORから離れ、参照金利が変更されることは、経済実態をあらわさない複雑な会計処理の結果となる可能性があったことから、意味のある財務報告を維持するために適時に対応した。

(3)について、実務上の問題に対処すること等は重要であり、維持及び改善プロジェクトは 我々の技術的アジェンダの重要な部分であり続ける。

その他、次について述べられた。

- 関係者からの意見に基づきアジェンダ協議の アウトリーチ計画をまとめている。アジェン ダ協議に関するコメント募集(又はディス カッション・ペーパー)は 2021 年の半ばに 公表する予定である。
- COVID-19 のパンデミックは引き続き重要な課題であり、新たな問題がないかモニタリングを続け、必要に応じて対応を行っていく。
- のれんに関するプロジェクトも取り組んでおり、現時点では、減損付きの償却モデルに傾いている。IASBと互いの決定や発見事項を



引き続きモニタリングし続けていく予定で ある。

6. FASB の会計基準設定に関するアップデート (スピーカー: FASB テクニカル・ディレク ター Hillary Salo 氏)

最初に、優先的な取組みとして(1) PIR と(2) COVID-19への対応について、足許の取組状 況が共有された。

PIR は、現在予想信用損失 (CECL) モデル 及びリースについて実施されており、前者につ いては、幅広い利害関係者にアウトリーチを実 施したところ、同モデルの下での追加情報に関 して財務諸表利用者から概ね支持されたが、開 示の一貫性の欠如等を指摘する声もあること や、作成者からは将来損失の見積りに、 COVID-19 におけるマクロ経済のトレンドや 国の政策等を反映することの困難さを指摘する 声があることが紹介された。後者については、 2020年10月に基準の一部修正の公開草案を公 表し、アウトリーチ等も通じて幅広くフィード バックを得たことや、PIR の一貫として利害関 係者を招いたラウンドテーブル会議を実施した ことなどが紹介された。

また、COVID-19への対応については、定 例のボード会議を一時休止したこと(2020年7 月より再開)、技術的な問題に対処するために リソースの割当を行ったこと、複数のQ&A や教育マテリアルを発行したことなどが紹介さ れた。

続いて、FASB が進めている基準開発にかか る主なプロジェクトについて、次のとおり説明 がなされた。

(1) 金利指標改革(範囲の改善)

Topic 848「金利指標改革」における金利指 標改革に関する実務上の便法の範囲に、金利指 標改革の結果として、公表停止が見込まれる金 利を参照していないものの、証拠金、割引率又 は契約価格の調整に利用される金利が影響を受 けるデリバティブを含める提案がなされている ものであり、公開草案に対して受け取ったコメ ントについて今後議論を行うことが予定されて

(2) のれん(トリガーイベントの評価)

非公開企業から寄せられた、のれんの減損の トリガーイベントに係るコストと複雑性に対す る懸念への対応として、非公開の営利企業及び 非営利組織に対し、年次でのみ実行するオプ ション(便法)を認めることを検討している。 2020年末に公開草案を公表、基準の最終化は 2021 年 3 月に予定されている 2 。

(3) Topic 805「企業結合」の修正案

Topic 805「企業結合」において、取得者が 取得する、顧客との契約から生じる契約資産及 び契約負債の認識及び測定の多様性に対応する ための公開草案の公表が予定されている。修正 案では、取得者の契約資産及び契約負債の認識 及び測定を、Topic 606「顧客との契約から生 じる収益」で会計処理を行う被取得者の認識及 び測定と基本的に同一とすることが提案される 予定となっている³。

(4) 収益認識(非公開企業のフランチャイザー に適用される実務上の便法)

フランチャイザーが受け取る当初のフラン

² ASU 案(公開草案) Topic 350「無形資産—のれんその他」(トリガー事象を評価するための代替的な会計処 理)は、2020年12月21日に公表された。

³ ASU 案(公開草案) Topic 805「企業結合」(顧客との契約から生じる契約資産及び契約負債の会計処理) は、2020年12月15日に公表された。

チャイズ料について、一定の要件を満たす場合 に単一の履行義務として取り扱うことができる 便法を提供する提案が2020年9月に公表され、 コメント期間が2020年11月に終了した。

(5) 識別可能無形資産とのれんのその後の会計 処理

2020 年 7 月のボード会議において、償却方法、償却期間を含めた償却の再導入の検討等についてスタッフに指示され、2020 年 11 月のボード会議におけるこれらのインプットを踏まえ、2020 年 12 月のボード会議において意思決定が行われる予定である。

(6) 期中報告

2020 年 8 月のボード会議において、企業に 重大な影響を与える重要なイベント又は取引の 開示を要求する包括的な原則(catch-all principle)の追加を決定した。

(7) セグメント報告

ボード会議は、「最高経営意思決定者 (CODM)に定期的に提供される」及び「報告 されているセグメント利益又は損失の金額に含 まれる」の条件を満たす、重要な費用の区分に 基づいた開示の原則を追求することを決定 した。

7. IASB 副議長による講演

(スピーカー: IASB 副議長 Sue Lloyd 氏)

IFRS 財団において当年度に取り組まれてきたこと及び翌年度以降の幅広い課題について説明がなされた。主な内容は次のとおりである。

(1) COVID-19

COVID-19 のパンデミックは IASB に試練を与えている。パンデミックの影響に対処する ための IASB のアプローチは 2 つあった。1 つ 目としては、IFRS 基準を適用するための取組 みにおいて、世界中の IFRS コミュニティを支 援する際に積極的にアプローチを行ってきた。 2つ目としては、作業計画の再構築を行った。

IFRS 基準の適用のための支援について、2020年3月及び4月に、金融商品及びリースのトピックについて教育文書の公表を行っている。これらの教育文書は要求事項を変更するものではなく、この通常ではない環境下において、既存の要求事項をどのように適用するかを説明するものである。また、我々は、IFRS 第16号「リース」に対して、COVID-19のための賃料減免が生じた際のリースの借手の会計処理を容易にするため、的を絞った修正を公表している。

また、不確実性が高まった状況下における見積りについてもフォローを行っている。2020年9月にパネル・ディスカッションを行い、関係者の懸念に焦点を当て、このような懸念にどのように対処すべきかのパネルメンバーの提案を含む記事を公表した。提案の中では、入手可能な最善の情報を用いて見積りを更新し、見積りプロセスのガバナンスを確かなものにするということ、及びパンデミックの影響についての程度の高い不確実性は経営者の見積りの基礎を投資家が理解するために財務諸表において明確で透明性の高い情報の必要性を高めるものであることが強調された。

作業計画について、緊急性が高いものについては迅速に対応しているが、可能な限りの猶予を関係者に与えるため、一部の修正の発効日、既存の協議のコメント期間及び今後予定されている提案の公表を延期した。

(2) 2020年の重点プロジェクト

① 保険契約

IASB は保険契約の基準の修正を最終化させた。IFRS 第 17 号「保険契約」(以下「IFRS



第17号 という。)の公表以降、新基準への移 行をサポートするため、業界と緊密に連携して きた。これには、IFRS 第17号に的を絞った 修正を行うことで、基準の適用を手助けする領 域を識別し、投資家に有用な情報を提供するこ とを確かにすることを含む。この作業は、2020 年6月に完了し、新しい要求事項は2023年1 月1日以後開始する事業年度に適用される。

② IBOR

金利指標改革への対応として、基準の重要な 変更が完了した。企業の新たな金利への移行を 容易にし、投資家が企業の新たな金利への移行 と当該移行が与える影響について必要な情報を 確実に得ることができるようにするため、 IFRS 基準の修正を迅速に行った。我々はこの 作業を2つのフェーズに分けており、このプロ ジェクトの最後のフェーズが 2020 年8月に完 了している。

③ 基本財務諸表、及びのれんと減損

2020年は基本財務諸表、及びのれんと減損 という非常に重要な2つの協議が行われた。基 本財務諸表に関して、2019年末に公開草案を 公表しており、純損益計算書におけるより構造 的なフォーマットを提案している。その目的 は、純損益計算書に新たな小計を導入すること で比較可能性を高めることにある。また、経営 者業績指標(MPM)についても財務諸表に開 示することを提案している。これらの提案に対 するコメント期間は2020年9月末に終了して おり、IASB は受け取ったフィードバックにつ いて議論を開始する予定である。

もう1つの重要な協議は企業結合について提 供される情報及びのれんの事後の会計処理に関 連するものであり、2020年3月にディスカッ ション・ペーパーを公表している。本ディス カッション・ペーパーでは財務諸表利用者の意 見を踏まえ、取得後の業績に関する CODM の 視点からの新たな開示の提案を行っている。ま

た、のれんの事後の会計処理の問題にも焦点を 当てている。2020年末にコメント期間が終了 した後、再審議を行い、公開草案を公表する予 定である。

④ IFRS 解釈指針委員会の作業

IFRS 基準の一貫した適用を支援するために 継続的な作業を行っている。IFRS 解釈指針委 員会では、IFRS 基準の適用に関する質問、特 に実務上の多様性がある場合に対応を行ってい る。十分なガイダンスが既に IFRS 基準書に存 在するため、IFRS 解釈指針委員会が基準設定 は必要ないと決定した場合、アジェンダ決定で は、基準をどのように適用すべきかが説明され る。更新されたデュー・プロセス・ハンドフッ クでは、我々が技術的活動をどのように行うか についての要件を定めており、IFRS 基準を適 用する企業は関連するアジェンダ決定を適用し なければならないことを確認している。

(3) 2021年の優先事項

① アジェンダ協議

2021年の第1四半期に、IASB は今後のア ジェンダについて協議を行う予定である。ア ジェンダ協議は利害関係者が、IASB が検討す べき重要な基準設定プロジェクトは何か等につ いてインプットを行う重要な機会である。我々 はこのフィードバックを活用して今後5年間の 優先事項を策定していく。

② サステナビリティ報告

IFRS 基準では「気候変動」という用語に明 示的に言及されていないが、企業の財務諸表に 重要性のある気候に関連した事項については、 IFRS 基準を適用する際に考慮することが既に 要求されている。この重要な点を強調するため に最近、教育的文書を公表している。また、経 営者による説明に関するガイダンスの見直しを 行うプロジェクトもあり、ESG 報告の進展等 に対応する予定である。

IASBと同様、IFRS 財団を監視する評議員会も5年ごとに、IFRS 財団の戦略的方向性に焦点を当てたレビューを実施する。戦略的レビューの一部として、評議員会は国際的なサステナビリティ基準の需要を評価し、需要が大きい場合には、IFRS 財団がそのような基準の開発にどの程度貢献できるのかを評価するため、協議文書を公表した。この協議のコメント期限は2020年12月末である。

Ⅲ. 終わりに

本年次全国大会では、COVID-19の拡大が継続している状況の下、この間の関係者(規制当局、会計基準設定主体、財務諸表作成者、監査人等)の対応や、COVID-19が経済にもたらす影響や今後想定される課題など COVID-19 に関連する話題が、会計の観点に引き付けて幅広く取り上げられていた印象を受けた。ま

た、米国に上場する中国企業の財務の不透明性の問題との関連で注目されている、米国で2020年12月に可決された法案「Holding Foreign Companies Accountable Act(外国企業説明責任法)」や、気候変動リスクへの対応等に関するサステナビリティ報告をはじめとした非財務情報に関する話題のほか、本稿では会計基準に関連する話題としては取り上げられていない暗号資産やサイバーセキュリティの動向など、国際的に関心が高まっているタイムリーなテーマについても議論がなされていた。

